

福岡県公報

平成二十四年七月三日
第三千四百八号
増刊
①

目次

条 例 (第四十一号・第四十七号)

○福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

人事課 ……………二

○福岡県税条例の一部を改正する条例

税務課 ……………二

○福岡県防災会議条例の一部を改正する条例

防災企画課 ……………三

○福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

社会活動推進課 ……………三

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

公園街路課 ……………三

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(下水道課) ……………四

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課) ……………五

公布された条例のあらまし

○福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 社会情勢の変化及び本県行政委員会の委員の職務の状況を踏まえ、委員報酬の一部について支給方法を改め、その額を定めることとした。

2 この条例は、平成二十四年八月一日から施行することとした。

○福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 所得税法の一部改正により一定の退職所得について課税の特例措置が廃止されるこ

と等から、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、個人県民税における退職所得申告書の記載事項を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十五年一月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

○福岡県防災会議条例の一部を改正する条例

(総務部防災危機管理局防災企画課)

1 東日本大震災の発生を踏まえ、より多様な主体の意見を本県の防災計画に反映させ、もって本県の防災対策の更なる充実を図るため、福岡県防災会議の委員の定員を増員することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

(新社会推進部社会活動推進課)

1 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十四年七月九日から施行することとした。

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 公園施設として筑後広域公園内に筑後広域公園芸術文化交流施設及び当該施設に隣接する駐車場を整備することに伴い、その利用料金の上限を定めることとした。

2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(建築都市部下水道課)

1 遠賀川中流域下水道において、平成二十四年九月に鞍手郡小竹町が供用開始するため、同町を処理区域に定めることとした。

2 この条例は、平成二十四年九月一日から施行することとした。

○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 北九州市八幡西区における字の区域及び名称の変更に伴い、福岡県折尾警察署の管

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十一号

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書を削り、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 報酬の額を日額及び月額で定める者に対しては、前三項の規定の例により、日額の報酬及び月額の報酬をそれぞれ支給する。

別表第一中

選挙管理委員会	委員長		三五、五〇〇
	委員		三〇、七〇〇
人事委員会	委員長	二八四、〇〇〇	
	委員	二四六、〇〇〇	
労働委員会	会長		三五、五〇〇
	会長代理		三三、二〇〇
	公益委員		三〇、七〇〇
	その他の委員		二七、四〇〇
収用委員会	会長		三五、五〇〇
	会長代理		三三、二〇〇

を

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	委員長		三〇、七〇〇
	あつせん委員		一四、九〇〇
	会長		三五、五〇〇
	委員		二七、四〇〇
専門委員			二七、四〇〇

選挙管理委員会	委員長		一〇七、〇〇〇	三五、五〇〇
	委員		九二、〇〇〇	三〇、七〇〇
人事委員会	委員長	二八四、〇〇〇		
	委員	二四六、〇〇〇		
労働委員会	会長		一五六、〇〇〇	三五、五〇〇
	会長代理		一四二、〇〇〇	三三、二〇〇
	公益委員		一三五、〇〇〇	三〇、七〇〇
	その他の委員		一一〇、〇〇〇	二七、四〇〇
収用委員会	会長		一〇七、〇〇〇	三五、五〇〇
	会長代理		九七、〇〇〇	三三、二〇〇
	委員	九二、〇〇〇		三〇、七〇〇
	あつせん委員		一四、九〇〇	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	委員長		四六、〇〇〇	三五、五〇〇
	委員		三六、〇〇〇	二七、四〇〇
	専門委員			二七、四〇〇

改める。

附 則

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

に

福岡県条例第四十二号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
第四条の二第一項中「第二章」の下に「(第八条を除く。)」を、「第三章」の下に「(第十四条を除く。)」を加える。

第二十条の十の七第一項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「ときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第二十条の十九の二第三項中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に、「七十二の四十九の十」を「七十二の四十九の十四」に改める。

第二十条の二十一第一項中「七十二の四十九の八第一項」を「七十二の四十九の十二第一項」に、「七十二の四十九の十第一項」を「七十二の四十九の十四第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)第二十条の十の七第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する新条例第二十条の十の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。
(福岡県行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

第三条 新条例第四条の二第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の福岡県税条例第四条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

福岡県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十三号

福岡県防災会議条例の一部を改正する条例

福岡県防災会議条例(昭和三十七年福岡県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十五人」を「二十一人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十四号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福岡県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十五号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例(昭和三十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七を次のように改める。

七 駐車場

都市公園名	区分	単位		金額
		単位以内		
		二時間を超えると き三十分ごとに	二時間を超えると き三十分ごとに	
大濠公園	普通自動車	一台	三時間以内	二一〇円
		一台	三時間を超えると き三十分ごとに	一六〇円
		一台	三時間以内	一、五〇〇円
筑後広域公園	普通自動車	一台	二時間以内	無料
		二時間を超えると き一時間ごとに		
		二時間を超えると き一時間ごとに		一〇〇円

備考

一 普通自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条の規定するところによる。

二 筑後広域公園の項の規定は、筑後広域公園芸術文化交流施設に隣接する駐車場に限り適用する。

別表第二に次のように加える。

十三 筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設

区分	単位・金額	
	平日	
	土・日・休日	平日
大交	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで
	九、四八〇円	一一、六四〇円
	一一、三八〇円	一五、一七〇円
教室・工	午前九時から正午まで	午後六時から午前九時まで
	二、三四〇円	二二、一一〇円
	二、三四〇円	二六、五五〇円
房一	午前九時から正午まで	午後一時から午後九時まで
	三、一一〇円	二五、二八〇円
	三、一一〇円	三〇、三四〇円
教室・工	午前九時から正午まで	午後一時から午後九時まで
	三、一一〇円	二五、二八〇円
	三、一一〇円	三〇、三四〇円
房二	午前九時から正午まで	午後一時から午後九時まで
	三、一一〇円	二五、二八〇円
	三、一一〇円	三〇、三四〇円
教室・工	午前九時から正午まで	午後一時から午後九時まで
	三、一一〇円	二五、二八〇円
	三、一一〇円	三〇、三四〇円
房三	午前九時から正午まで	午後一時から午後九時まで
	二、七七〇円	四、四八〇円
	二、七七〇円	六、四九〇円
教室・工	午前九時から正午まで	午後一時から午後九時まで
	一、七七〇円	四、四八〇円
	一、七七〇円	六、四九〇円
房四	午前九時から正午まで	午後一時から午後九時まで
	一、六八〇円	四、四八〇円
	一、六八〇円	六、一六〇円

教室・工	三、一八〇円	四、二四〇円	四、二四〇円	七、四三〇円	八、四八〇円	一一、六六〇円
房五	四、二四〇円	四、二四〇円	四、二四〇円	七、四三〇円	八、四八〇円	一一、六六〇円
教室・工	一、四四〇円	一、九二〇円	一、九二〇円	三、三六〇円	三、八四〇円	五、二八〇円
房六	一、四四〇円	一、九二〇円	一、九二〇円	三、三六〇円	三、八四〇円	五、二八〇円
エントランスギャラリー	一、〇二〇円	一、三六〇円	一、三六〇円	二、三八〇円	二、七二〇円	三、七四〇円
教室・工	三、四五〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	八、〇五〇円	九、二〇〇円	一一、六五〇円
房A	三、四五〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	八、〇五〇円	九、二〇〇円	一一、六五〇円
教室・工	一、四七〇円	一、九六〇円	一、九六〇円	三、四三〇円	三、九二〇円	五、三九〇円
房B	一、四七〇円	一、九六〇円	一、九六〇円	三、四三〇円	三、九二〇円	五、三九〇円
教室・工	一、六五〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	三、八五〇円	四、四〇〇円	六、〇五〇円
房C	一、六五〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	三、八五〇円	四、四〇〇円	六、〇五〇円

備考

一 この表において「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を、「平日」とはこれらの日以外の日をいう。

二 利用者が利用の際第三者から規則で定める額を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に定める額に百分の百五十を乗じて得た額とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合は、この表に定める額に百分の三百を乗じて得た額とする。

三 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。

四 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十六号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第二項の表遠賀川中流流域下水道の項中「宮若市」を「宮若市 鞍手郡小竹町」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年九月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十七号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。
別表福岡県折尾警察署の項中「七丁目まで」の下に「、則松東一丁目及び二丁目」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。